

別紙

「鴨田分区污水管渠築造工事（R6-5）外に伴う工作物等事前調査委託業務（R6-2）」の最低制限価格の設定について

下記のとおり最低制限価格を設定する。

記

算定式

家屋補償

工損調査等業務(直接業務費)＋その他原価×90/100＋一般管理費等×50/100

上記算定式により算出した額が予定価格の10分の8.1を超える場合は予定価格の10分の8.1とし、予定価格の10分の6に満たない場合は予定価格の10分の6の額とする。

参照：高知市上下水道局企画財務課ホームページ内「入札・契約制度」中、令和6年4月12日付け「**建設工事に係る委託業務の最低制限価格の算定方法の改正について（上下水道局 令和6年4月12日以降）**」を参照のこと。